

米国初期所得税の歴史的考察(3)

矢 内 一 好

目 次

- 1 研究の意義
- 2 セリグマンの履歴と研究
- 3 20世紀初頭の米国の財政経済学者
- 4 米国初期所得税の動向
- 5 国際税務の形成
- 6 『所得税法の研究』の分析（以上、商学論纂64巻第1・2号）
- 7 国際連盟の活動と国際的二重課税の研究
（以上、商学論纂64巻第3・4号）
- 8 連邦所得税論文集（以上本号）

8 連邦所得税論文集

(1) 連邦所得税論文集の概要

イ 概 要

連邦所得税論文集（以下「論文集」という。）は、Haig, R.M. ed., *The Federal Income Tax*, Columbia University Press (1921) のことである。

この論文集は、1920年12月にコロンビア大学で行われた連続講義をまとめたもので、1921年に刊行され、当時の米国における所得税研究の状況を知るうえで格好の図書である。以下は、巻頭言を書いたセリグマンを除く収録されている論文の著者である。

著者名	論文タイトル	肩書・経歴等
① Haig, Robert Murray (1887-1953) ¹⁾	所得概念—経済及び法的側面	コロンビア大学准教授、 前職：内国歳入局
② Adams, Thomas S. (1873-1933)	所得の実現は何時か	エール大学経済学教授・ 財務省顧問
③ Powell, Thomas Reed (1880-1955)	連邦所得税の合憲性	コロンビア大学憲法学 教授
④ Field, Fred T.	通達の法的能力と効果	弁護士，財務省税務委 員会員
⑤ Montgomery, Robert H. (1872-1953)	組織再編と閉鎖取引	コロンビア大学会計学 教授（1910-1939）米国 プライスウオーターハ ウスの共同創設者
⑥ Holmes, George E.	所得計算における損失の取 扱い	NYの弁護士
⑦ Ballantine, Arthur A. (1883-1960)	棚卸資産	弁護士，前職：財務省 法律顧問・次官
⑧ Staub, Walter A.	連結申告	公認会計士、『会計監査 発達史』（1942）の著者
⑨ Norris, R.V.	天然資源からの所得の課税	コンサルティング・エ ンジニア
⑩ Talbert, P.S.	異議申立の救済規定と手続	コンサルタント，前職： 所得税技術部門長

1) ヘイグの論文については、以下の論稿がある。栗林隆「R.M. ヘイグの課税所得概念」『千葉商大論叢』47(2), 2010年3月。

純資産増加説は、経済的利益の発生原因を問わず、一定期間内に純資産が増加した場合、これを所得とするという考え方である。これに対する所得源泉説は、回帰型の利子、給与、事業所得を所得とするのに対して、純資産増加説はキャピタル・ゲイン等の臨時的な所得を含むものである。

この学説の提唱者は、ドイツのゲオルグ・シャンツ（1853-1931）、ロバート・ヘイグ（1887-1953）、ヘンリー・サイモンズ（1899-1946）が提唱したと一般に説明されている。シャンツが純資産増加説の創始者といわれる原因となった著書『所得概念と所得税法』を公刊したのが1896年である。コロンビア大学における連続講義を収録したThe Federal Income Tax, Columbia

上記の執筆者は、経済学者2名、法学・法曹界から4名、会計分野から企業会計と監査で2名、コンサルタント2名の計10名である。

モンゴメリーは、上記の肩書以外に、米国公認会計士協会 (American

University Press (1921) に収録されたのがヘイグの論文である。当時、ヘイグはコロンビア大学の准教授で、上記の単行本には、「所得概念—経済的及び法的諸側面」という比較的短い論文が収録されている。サイモンズが「個人所得税」を上梓したのが1938年である。

この3名の学者の説を繋げて、その頭文字からS・H・S概念等の名称が付されることがあるが、シャンツのヘイグの著書の間隔が25年、ヘイグとサイモンズの著書の間隔が17年ある。

シャンツ、ヘイグの時代は、交通手段を考えてみると、ライト兄弟による初飛行が1903年、リンドバーグによる大西洋横断飛行が1927年である。民間航空機が始まるのが1930年代であることから、シャンツ、ヘイグの時代には米国と欧州の間は船舶による交通手段しかなかったことになる。現在のよう
に、情報交換手段が進展した時代と比較して、当時の情報伝達はようになっていたのということである。

簡単に、シャンツからヘイグに理論の伝播があったと記述している論文等において、どのように手段或いは経路を通じて理論の継承があったのか、或いは、シャンツとヘイグの理論的な系譜はその発生が別で、断絶していたというのが正しいのか、という視点からの分析も想定される。しかし、後者の見解は今のところなく、理論継承説が一般的であるが、継承の経路等について十分な説明がない。

セリグマンは、コロンビア大学で長く教鞭をとった財政・経済学者である。彼の父は、ドイツのババリア地方から米国に移民として上陸し、ニューヨークで成功した銀行家で、いわゆる移民の成功者ということになる。後にこの父は、財務長官を打診されたこともあることから、当時のセリグマン一族は金融業界に影響力があったものと思われる。

セリグマンは、ベルリン大学、ハイデルベルク大学、スイス等で教育を受けている。父親からの影響か、ドイツ語等の語学にも堪能であったようで、その著書には、ドイツ語、フランス語のものがある。

前出のヘイグは、セリグマンのコロンビア大学における教え子であり、セリグマンとヘイグが指導したのが、シャウプ使節団で有名なカール・シャウプ (1902-2000) である。そして、シャウプの教え子がシャウプ使節団として来日したウィリアム・ヴィックリー (コロンビア大学経済学部教授・ノ

Institute of Certified Public Accountants : AICPA) の会長を務め、米国に公認会計士制度を広めたディッキンソン (Arthur Lowes Dickinson : 1859-1935)、会計原則制定に尽力した会計士であるメイ (George Oliver May : 1875-1961) らと共に、初期の米国公認会計士制度の中心人物である。メイは、前項で述べた国際連盟モデル条約作成過程で、国際商工会議所の代表としてモデル租税条約作成の専門家委員会のオブザーバーとして参加している。

スタンプは、『会計監査発達史』の著者でありその翻訳書が日本で出版されているが、1923年にはモンゴメリーと共著で『監査原論』(Auditing Principles : Ronald Press Company) を出版している。

論文集の構成から読み取れることは、所得税への分析アプローチとして、経済学、法律、会計という異なる分野の領域がオーバーラップしているのである。この時代は、「租税法」という講座が大学になく、バレンタインのように、弁護士が財務省で立法に携わるといった形態であった。

論文集は、憲法修正第16条(以下「修正第16条」という。)と1913年の所得税導入以降の中で、興味あるテーマを設定した論稿であるが、所得税と憲

ーベル経済学賞受賞1996年) である。

シャントは、1890年にスイスの租税に関する著書を上梓しているが、その調査の段階で、ジュネーブの大学に留学していたセリグマンと交友があったとされている。セリグマンは、1923年の国際連盟における国際税務に関する報告において、経済的関連性という概念を使用しているが、その概念はシャントに負うところがあるものと思われる。

同様に、シャントとヘイグの間にはセリグマンの存在があり、セリグマンを通じて、ヘイグへと継承されたと考えるのが妥当のように思われる。

コロンビア大学のヘイグとシカゴ大学のサイモンズとの接点は今後の研究ということになるが、セリグマンとヘイグからシャンプへという教育の流れは、シャンプ使節団研究の盛んな日本においても、多く研究されているわけではない。セリグマンの研究には累進税率の研究があり、曾孫弟子にあたるヴィックリーも累進税率の著書がある。このあたりも深い研究が行われている形跡はない。

法論争が一段落した時期として、本稿では、初期所得税の時期に最高裁判決等により議論を呼んだ、マコンバージ事案最高裁判決に見る株式配当の所得課税の是非を中心に、所得とは何かというテーマを検討する。また、セリグマン、ヘイグ、アダムスはいずれも経済学者であることから、注目点は、法律家の視点からマコンバー事案をどのように見たのかという点で、パウエルの見解も検討する。

パウエルは、論文集の論文以外に、株式配当に関する以下の2つの論文がある。

- ① Powell, Thomas Reed, "The Judicial Debate on the Taxability of Stock Dividends as Income", 5 The Bulletin of the National Tax Association 247, 254 (1920). (以下「第1論文」という。)
- ② Powell, Thomas Reed, "Stock Dividends Direct Taxes and the Sixteenth Amendment" 20 Columbia law review 536, 543-546 (1920). (以下「第2論文」という。)

ロ セリグマンの巻頭言

論文集の編者はヘイグであるが、テーマの選定に関しては、ヘイグの指導教授であったセリグマンの意見が反映されているように思われる。その全体像は、論文集の4頁にわたるセリグマンの巻頭言である。

セリグマンは、修正第16条により所得税の導入が可能となり、米国の財政に寄与したことについて検討を要する以下の3つの局面があると指摘する。

- ① 立法者は、法案作成の際に経済的性質を有する基本的な諸原則を決定しなければならない。
- ② 所得税の法的及び憲法上の側面
- ③ 所得税の執行上の検討

特に経済学者としてのセリグマンの関心は、上記①にあるように思わ

れる。巻頭言では、問題提起をしているが、セリグマンの具体的な見解は、次項に掲げるマコンバー事案における鑑定書に現れている。彼は、経済学者として立法者を指導しなければならない問題の多くについて、広く合意された成果を得ていないとして、より注意深い研究が必要であると述べている。具体的には、課税最低限に係る免税と軽減、累進税率の正当性、税収における所得税の位置づけであるが、所得概念については多くの見解があるが、定説はないとのことである。

所得は、貨幣額面或いは貨幣の価値或いは精神的な便益と考えるのか、或いは、所得は期間的に把握するもので富の蓄積を資本とするのであれば、所得の実現の時期と期間損益が資本として固定される時期は何時か、所得概念に実現と資本からの分離の双方が必要か、所得は資本の評価益を含むのか、贈与は所得を構成するのか、である。セリグマンは、上記の疑問点の回答を下記のマコンバー判決の鑑定書において表明している。

セリグマンは、論文集において、これら上記の諸問題をヘイグ及びアダムスに割り当てたものと思われる。

(2) 1920年代初頭の所得税等の動向

既に述べたように、所得税の合憲性を巡る混乱も1913年の修正第16条により解消し、1913年に法人税を含む所得税法が成立した。

1914年に第一次世界大戦(1914-1918)が始まり、戦争による関税収入の減少を補うために、1914年に関税を中心とした増税が行われ、1916年には所得税の税率引上げ等の改正、遺産税の創設、1917年歳入法で超過利潤税が創設され、1917年に戦時超過利潤税の創設、1918年歳入法による増税が1919年から適用されている。また、1918年歳入法については、財務省規則第45号が発遣されており、同法により連結納税制度が法定化されたことから、財務省規則(通達)及び連結申告の論文はこの法改正を受けたもので

ある。この時期、米国は遅れて第一次世界大戦に参戦するが、その戦費調達に、個人所得税と法人税の税収が貢献したのである。

会計分野では、英国の会計士のディッキンソンが1901年に渡米して、ブライスウオーターハウス会計事務所を創設し、20世紀初頭に米国に会計業務を創設した。モンゴメリーは、米国の大学で初めての会計学の講義を担当した会計士である。

1921年刊行の論文集は、1910年代末の状況を反映したもので、コロンビア大学の教員(セリグマン、ヘイグ、パウエル、モンゴメリー)、財務省顧問等官庁関係者(アダムス、フィールド、バレンタイン、タルバート)、会計士(スタupp)等が執筆者である。なお、本稿では、論文集の内、有名なマコンバー判決におけるセリグマンの鑑定書における所得概念とその実現を取り上げる。セリグマンとアダムスは財政経済学者であるが、パウエルは法律家である。このそれぞれの立場の違いからの見解の相違が注目点である。

(3) マコンバー判決

イ マコンバー事案の関連事項

1920年3月8日の最高裁判決であるマコンバー事案は²⁾、個人の所得税

2) *Eisner v. Macomber*, 252 U.S. 189 (1920).

マコンバー事案について、多くの判例評釈があるが、論文集の論文を掲載しているパウエルは、前出の第1論文及び第2論文を作成している。また、日本における評釈としては以下のものがある。

- ① 金子宏「租税法における所得概念の構成」, 金子宏『所得概念の研究』所収 有斐閣 (1995年)
- ② 岡村忠生「マコンバー判決再考」『税法学』546号48頁, 52-53頁 (2001年)
- ③ 谷口智紀「アメリカ合衆国における所得の実現要件」『税法学』565号127頁, 139-142頁 (2011年)
- ④ 小塚真啓「Macomber 判決再々考」『岡山大学法学会雑誌』第67巻第

の株式配当への課税を巡るものである。マコンバー事案は、その判決において所得の意義と実現概念が争点になった。

(イ) 適用となる税法等

税法及び判例に関連する日付は次のとおりである。

- ① 1913年法（1913年10月3日成立）の初年度の適用は、1913年3月1日から1913年12月末までの期間である。
- ② 1916年法（1916年9月8日成立）の初年度の適用は、1916年1月1日からで、1916年法の成立により、1913年法は廃止されている。
- ③ タウン事案は³⁾、最高裁では、1917年12月12日に口頭弁論、1918年1月7日に判決である。この事案に適用となる税法は、1913年法である。なお、地裁判決は1917年6月15日である。
- ④ マコンバー事案は、1919年10月17日及び同月20日に口頭弁論、1920年3月8日に判決である。この事案に適用となる税法は、1916年法である。

(ロ) 株式配当 (stock dividends) に係る規定の変遷

本項で扱うのは、株式配当が課税となるのか否かであることから、以下では、マコンバー事案に関連する株式配当に関する判例及び課税上の取扱い等の変遷をまとめることとする。

株式配当に関連する最高裁判決における見解は、ギボンズ対マホーン事案（1890年判決）の判決文に示されている⁴⁾。この判決文によれば、株式配

3・4号（2018年3月）

3) *Towne v. Eisner*, 245 U.S. 418 (1918), 242 F. 702 (1917).

4) この事案は *Gibbons v. Mahon*, 136 U.S. 549 (1890) であるが、この事案は、南北戦争期の所得税の適用の問題である。この他に次のような配当に関する判例がある。いずれも1918年6月3日の判決である。

① *Lynch v. Hornby*, 247 U.S. 339 (1918)

② *Peabody v. Eisner*, 247 U.S. 347 (1918)

当は資本とみなされ、現金配当は所得とみなされ、株式配当は、会社の財産から何も分配されず、株主の持分に何も加えることがない、と判示されている。

1913年法では、配当所得は純所得に含まれるが、特に株式配当に係る規定はない。

1915年2月18日付の財務省通達(T.D. 2163)では、個人所得税の課税を逃れる意図なしに法人資本株式の真正かつ恒久的増加のために発行した株式配当は、資本を表すものとされるために、株主の利得、利益及び所得として所得税の課税を受けないことが規定されている。

その後、1915年12月22日付の財務省通達(T.D. 2274)では、法人、ジョイントストック企業、団体及び保険会社の税引利益或いは剰余金若しくは未分割の利益から払われる株式配当は、現金と等価なものとして、かつ、現金配当と同様の状況下において課税所得となる。なお、前述の財務省通達(T.D. 2163)は改正され、これ以降は無効となった。

1916年法(第2条(a))では、株式配当は、その現金等価額で所得とみなされる、と規定している。

株式配当は、1915年2月18日付の財務省通達(T.D. 2163)では課税がないと規定されたが、1915年12月22日付の財務省通達(T.D. 2274)では、一転して課税となると規定され、その後の1916年法では、条文中課税と規定されたのである。

左記①は、1913年所得税法では、通常税率1%に加えて付加所得税が1%から6%課されていたことから、1913年前の留保利益を原資とした配当に対してこの課税の是非が争われたが、課税という判決である。

左記②は、子会社株式を配当にした場合、株式配当には該当せず、通常の配当課税という判決である。

(ハ) タウン事案

この事案は、法人が1913年より前の利益を原資とする150万ドルの剰余金を、1913年12月17日に資本勘定に振り替えて、15,000株の株式配当を行うことを決議した。当該法人は、同年12月26日現在で株主を定めて、1914年1月2日に分配を行った。当該法人の株主であるタウンは、4,174.5株の新株を取得した。新株は、1株当たり100ドルに相当することから、税務当局は、タウンの所得417,450ドルに対して課税を行い、地裁は株式配当が課税という判断を示したが、最高裁は、株式配当が1913年法に規定する所得ではないという判決を示している。このような判断をした理由としては、株式配当は、法人の財産と株主持分に変化をもたらさないからである⁵⁾。

1914年11月12日付の財務省通達 (TD. 2048) では、配当所得の計上時期は、配当宣言が行われた日であるとしている。この通達に基づけば、タウン事案の株式配当は1913年分ということになる。タウン事案の地裁判決には、いずれも株式配当を課税とする1915年12月22日付の財務省通達 (TD. 2274) 及び1916年法の規定が引用されている。

ロ マコンバー事案

(イ) 事実関係

本事案の事実関係の要点は次のとおりである。

5) 株式配当の例示 (Warren Edward H., "Taxability of stock dividends as income" Harvard Law Review Vol. 33 No. 7 May, 1920, p. 885)

- ① 法人を設立：5,000株を1株額面 \$ 100で発行して資本金 \$ 500,000となる。
- ② 会社の業績が良く、資本金 \$ 500,000, 剰余金 \$ 500,000となる。
- ③ 株式配当前の1株当たりの帳簿価額は、\$ 200である。
- ④ 剰余金を資本組入れして株式配当を行った。旧株100株を所有する株主は、株式配当前は \$ 200×100株 = \$ 20,000, 株式配当後は、\$ 100×200株 = \$ 20,000となる。

- ① 1916年1月1日現在のカリフォルニア・スタンダードオイル社(以下「会社」という。)の授權資本は1億ドルである。発行済株式は5,000万ドル、1株当たりの額面金額は100ドルである。
- ② 会社の未処分利益剰余金は4,500万ドルあり、その内の2,000万ドルが1913年3月1日以前に取得したものであり、残りの2,500万ドルがその後取得したものである。
- ③ 1916年1月に、会社の取締役会は、発行済株式に対して50%の株式配当を行うことを決定して、当該株式配当に見合う2,500万ドルを未処分利益剰余金勘定から資本金勘定に振り替えた。
- ④ マコンバー夫人は、旧株2,200株を保有して、新株1,100株を受領した。この1,100株のうちの18.07%に当たる198.77株(額面金額19,877ドル)は、1913年3月1日以後1916年1月1日までの期間に取得したものである。
- ⑤ マコンバー夫人は、1916年法に基づいて19,877ドルについて課された税を納付するように慫慂され納付した。そして、税の還付を求めて提訴したのである。
- ⑥ マコンバー夫人の主張は、株式配当を課税と規定している1916年法に基づく課税が米国憲法第1条第2節第3項及び第1条第9節第4項に抵触し⁶⁾、株式配当は修正第16条の意味する所得ではない、という

6) ① 修正第16条：連邦議会は、いかなる源泉から生ずる所得に対しても、各州の間に配分することなく、また国勢調査或いは人口算定に準拠することなしに、所得税を賦課徴収する権限を有する。

② 憲法第1条第2節第3項：下院議員及び直接税は、この連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間で配分される。

③ 憲法第1条第9節第4項：人頭税その他の直接税は、前に規定した国勢調査または算定に基づく割合によらなければ、これを賦課してはならない。

ものである。

(ロ) 本事案の関連事項

本事案の最高裁判決を検討する前に次の2点を確認しておく必要がある。

- ① 最高裁は、タウン事案において株式配当が1913年法に規定する所得ではないという判決を示している。このような判断をした理由は、株式配当は、法人の財産と株主持分に変化をもたらさないからである。
- ② 本事案は、1916年法の適用であり、同法には株式配当は課税という条文の規定がある。タウン事案は、1913年法の適用であり、同法に株式配当に係る規定はないが、その後に発遣された財務省通達（1915年12月22日付：T.D. 2274）では、株式配当は現金と等価なものとされ、かつ、現金配当と同様の状況下において課税所得となるという取扱いになっている。

また、1916年法は、付加所得税として純所得の総額が2万ドルを超える部分に対して累進税率が適用となり、付加所得税の適用上、株式配当は課税所得に含まれることになる。したがって、タウン事案と本事案では適用となる配当に係る税法の規定の内容が異なることになる。

(ハ) 本事案判決要旨とその意義

本事案の判決は、結果として、株式配当は所得ではないという判決になるが、最高裁9名の判事のうち4名が反対意見を述べていることから、5対4の判決ということになる。このような判決を下したピトニー判事 (Mr. Justice Pitney) の意見のうち問題となる部分をまとめると次のとおりである。

第1に、修正第16条は、新たな直接税の課税権を連邦政府に与えたのではなく、連邦政府が直接税を課税する場合、各州の人口に応じて割り当てる必要がなくなったという判例がある⁷⁾。

第2に、1909年の法人免許税に関連した判例により⁸⁾、所得とは、資本又は役務提供若しくはその双方から生じる利得 (gain) と定義されている。本事案の判決は、所得を、資本から生じた利得 (gain) 又は投資における価値の増加ではなく、利得或いは利益 (profit)、等というなんらかの交換された価値であり、財産から生じるもの、資本から切り離されたものであり、財産から生じる所得とは、納税者が個別に使用 (for his separate use) できるように受領したものであると述べている。この資本と所得関連については、資本は木或いは土地であり、所得は果実又は穀物であると譬えられている⁹⁾。

第3に、配当が金銭又は例外的に分割可能な財産で支払われた場合で、当該配当が株主の独自の財産 (separate property) になるときに、株主は利益或いは利得の実現を認識することになる¹⁰⁾。

第4に、本事案の株式配当は、会社の利益積立金を資本勘定に組み入れたものであり、会社の財産の社外流出はなく、株主は独自の財産として、会社の資産から何も受領していない。また、株式配当は一度現金配当を行い、その現金で新株を購入したことと相違ないという、日本においても課税を行うときの理由として利用される考え方について、同判事は、現金配当であれば、株主が新株を購入するか或いは現金で保有するかを選択できるとして判決ではこのような考え方を斥けている¹¹⁾。また、株式配当が現金に代わって利益積立金を表す象徴を分配するのであるから、両者に相違

7) 前稿(2)で検討を行った *Brushaber v. Union Pacific R. Co.*, 240 U.S. 1 (1916) と *Stanton v. Baltic Mining Co.*, 240 U.S. 103 (1916) の判決がある。

8) *Stratton's Independence v. Howbert*, 231 U.S. 399 (1913), *Doyle v. Mitchell Bros. Co.*, 247 U.S. 179 (1918) の2つの判例である。

9) 252 U.S. 207.

10) 252 U.S. 209.

11) 252 U.S. 215.

はないとするマサチューセッツ州の判決¹²⁾に示された株式配当を課税とする理由を斥けている。

第5に、株主は株式を売却する以外に（他に換金化できる資産等を有している場合はこの限りではない。）、株式配当に課された所得税を納付する手段を持たない¹³⁾。

なお、上記の本事案判決における反対意見は、ホームズ判事（Justice Holmes）とブランデイズ判事（Mr. Justice Brandeis）から出されている。他の2人の判事はデイ判事がホームズ判事と同意見であり、クラーク判事はブランデイズ判事と同意見である。

(二) 最高裁判決が税法の規定を否定した理由

本事案に適用された1916年法では、株式配当は所得であることが規定されている。本事案の判決では、株式配当は所得ではないとしていることから、どのような理由から、最高裁判決が税法の規定について異なる判断をしたのかということが最初の検討事項となる。

判決では、修正第16条は、各州に割り当てることなしに、株主の所得として、適法で、かつ真実な株式配当或いは留保利益に課税する権限を政府に与えていないとしている。さらに、株式配当に課税する限りにおいて、1916年法は憲法第1章第2条第3項及び第1章第9条第4項に違反していることから、修正第16条の改正が行われているが、改正後においても憲法違反である、という判断が示されている¹⁴⁾。また、修正第16条は、課税権を新しい事項に拡大したのではなく、所得税を各州に割り当てることを取り除いたに過ぎないのである。憲法上の規定である直接税の各州への割当という制限は、適切かつ重要な機能をいまだに持っている。この制限

12) Tax Commissioner v. Putnam, (1917) 227 Mass. 522.

13) 252 U.S. 213.

14) 252 U.S. 219.

は、議会により無効にされたり、裁判所によって無視されたりすることはない、と判示している¹⁵⁾。そこで、焦点は、次項で扱う株式配当を所得ではないとした理由との関連ということになる。

(※) 本事案判決における実現概念についての検討

本事案判決の意義は、株式配当の課税を斥ける理由として実現概念を用いたことである¹⁶⁾。そこで、第1の問題点は、判決で用いられた実現概念を理論的に提唱した者は誰なのかということである。当然に、第2の問題点は、実現概念の意義ということになる。換言すれば、なぜ、実現概念を用いて理由付けをしなければならなかったのかということである。第3の問題点は、会計における収益の認識基準である実現主義と実現概念はどのような関連を有するのか、ということである。

15) 252 U.S. 206.

16) 日本の税制では、平成13年度税制改正により、資産の交付がない場合のみなし配当課税は廃止された。平成13年税制改正前は、利益積立金の資本組入れ等、株主に資産の交付がない場合のみなし配当課税の規定があったが、平成13年度税制改正により、利益積立金の資本組入れは資本積立金の減少として扱われ、同様に、株式の利益消却における残存株主に対するのみなし配当課税も行われなかったこととなった。また、利益積立金額を資本に組み入れることは、会社が一たん利益積立金額を株主に分配したうえ、あらためて同額の資本の払込みを受けることと経済上の効果を同じくするのであるから、株主の保有株式の増加益に課税する場合、実現利得である配当所得と同様の取扱いをすることはあながち不合理とはいえない、という考え方がある。この2段階説ともいえる説明は、マコンバー事案の判決では取り上げられなかったものである。わが国は、昭和28年税制改正から昭和63年の抜本的税制改正(昭和63年12月改正)までの間、株式の譲渡益課税を原則として非課税としていた。利益積立金の資本組入れは未実現利益であるが、この段階で課税しないと株式の譲渡益が非課税であることから、課税の機会を失うという立法政策の問題とされていた(井上久彌『税務会計論』中央経済社1988年128頁)。

その後、平成13年6月の商法改正により、株式分割と資本組み入れとして整理され、株式配当は廃止された。

(ハ) 実現概念の提唱者

セリグマンの書いた「株式配当は所得か?」という論文が「The American Economic Review」に掲載されたのが1919年である。この論文は若干手直しされて、1925年発刊(1969年再版)の「Studies in Public Finance」の第5章に再掲されている。1919年の論文には、本事案との関連は述べられていないが、再掲された論文では、冒頭に、この論文が、本事案の最高裁に提出された鑑定書(以下「鑑定書」という。)であると説明されている。したがって、焦点は、この鑑定書と本事案判決の関連性である¹⁷⁾。

(ト) 実現と分離

セリグマンの鑑定書は、その冒頭に所得概念に関する記述がある。そこでは、所得は、役務及び財貨の利用により得られる満足(satisfactions)の流入であり、貨幣取引を行う社会では、満足の流入は貨幣等の流入ということになる。そして、所得は、一定の期間の貨幣等で表されることになる、としている¹⁸⁾。

このように満足の流入(所得)は、実現すること及び所得を与える者又は物から独立、分離することの2つを所得の属性とするのである¹⁹⁾。しかし、鑑定書の冒頭の抽象的な所得概念に関する記述は、実現概念の正確な意義が不明という見解もあるが²⁰⁾、鑑定書のIV「課税所得とは何か」²¹⁾及

17) この判決はセリグマンの理論に強く影響されているという意見がある(金子宏「租税法における所得概念の構成」, 金子宏『所得概念の研究』所収 有斐閣 1995年60頁)。

18) Seligman, E.R.A., "Are Stock Dividends Income" in Studies in Public Finance, reprinted by A. M. Kelly, 1969, pp. 99-100.

19) Seligman, E.R.A., Ibid., pp. 100-101.

20) 金子宏 前掲論文61頁。

21) Seligman, E.R.A., op. cit., p. 111.

びV「株式配当の経済的性格」²²⁾に関する記述は、具体的かつ明快である。IVの項では、米国の所得概念が純資産増加説に基づくことを述べた後に、販売からの利得については若干の取扱いにおいて相違があるが、それ以外の利得については相違がなく、未実現利得は所得ではない。そして、土地の価値の未実現の増価が所得でない理由は、主として不確実性に原因があり、売ればその利得が実現することになる。そこで、次のようなまとめが行われている²³⁾。

- ① 資本の増価は、実現したときのみ利得となる。
- ② 実現した資本の増価は、広義には所得である。
- ③ 未実現の資本の増価は所得ではなく、資本の単なる価値の増加である。

ここにおけるポイントは、資本から増価した部分を分離することである。分離した増価部分は所得であるが、分離しないままであれば、それは資本ということになる。

鑑定書Vでは、現金配当と未処分利益の留保の場合を株式配当と比較しつつ説明し、株式配当が所得ではないという結論になる。その理由は、配当が富の増加であるはずであるが、株式配当では、実際に富の増加が実現していないことを理由としている²⁴⁾。

(チ) 小括

所得の属性として、実現と分離が必要であるというセリグマンの所説であるが、それぞれの機能はどのようなものなのであろうか。実現は未実現な評価益との区分に必要な概念ということであろう。したがって、財産価値が増価しただけでは所得にならないことになる。分離は、資本から増価

22) Seligman, E.R.A., Ibid., p. 115.

23) Seligman, E.R.A., Ibid., p. 114.

24) Seligman, E.R.A., Ibid., p. 120.

した部分を切り離せば所得ということであるが、これは換言すれば、資産としての処分可能な状態ということになる。株式配当は、資本の増価がなかったために、資産として処分可能な状態になっていても、2つの要件のうちの1つを欠くために所得として認識されなかったと解することになるう。

(り) 会計における実現主義との関連

1909年の法人免許税制定の際に、当時の主要な会計事務所と立法責任者である司法長官との間で書簡の往復があり、会計実務の側から1909年法に対する批判があった。そして、1913年法では、会計事務所側の主張の1つであった事業年度が受け入れられて納税者の選択で決定できるようになったのである。したがって、本事案の背景には発言力の増した会計業界の存在を認識しておく必要がある。

マコンバー事案及びセリグマンが鑑定書において使用した実現概念が、会計上収益認識の基準としての実現主義と同一なものかを検討する。

最初に、会計上の実現主義とは何かということであるが、これについては、早稲田大学佐藤孝一教授による「実現概念と実現主義」という論稿において、これらの概念が多様に使用されていることが示されているが²⁵⁾、ここでは、実現主義は、収益の認識基準という一般的な定義を置くこととする。

セリグマンの鑑定書では、米英の税法を比較して²⁶⁾、販売から生じる利得に関しては相違があるが、それ以外の利得の取扱いにはほとんど差がな

25) 佐藤孝一「実現概念と実現主義」『産業経理』21巻10号（1961年）39-43頁。

26) 英国の判例であるThe Spanish Prospecting Company事案（The Law Report 1911 Vol. 1 pp. 92-108）では利益（profits）は純財産増加説により説明されている（Ibid. p. 98）。

いとしている。

会計における実現主義の発展に関しては、AIA 企業所得研究委員会のまとめた『企業所得の研究』に示された、「実現の公準が近代に発生したものである。少なくとも米国では、第一次世界大戦前には実現の公準が認められていなかった。」という説明からすれば²⁷⁾、マコンバー判決における実現概念が企業会計に影響を及ぼしたという説も成り立つことになる。

同時代の会計の文献であるハットフィールドの『近代会计学』では、資本の増価が利益として分配可能であるのか等の問題が取り上げられている²⁸⁾。また、チャットフィールドは、会計理論と実現の法概念の間に若干の接点があるとして、法概念としての実現と異なる理由から同様の結論に至った例として、長期保有資産は、原価で記帳し売却時にのみ所得が実現するというローレンス・デクシーの説を取り上げているが²⁹⁾、会計理論における実現という用語の公的な使用は1932年のアメリカ会計士協会証券取引所特別委員会とニューヨーク証券取引所上場委員会の間の書簡であると述べている³⁰⁾。

したがって、セリグマンが鑑定書を作成した時点において、会計分野において実現主義が一般化していたと論証することはできない。ただし、企

27) AIA, Report of Study Group on Business Income, Changing Concepts of Business Income, New York, Macmillan Company, 1952, p. 21. 渡辺進・上村久雄『企業所得の研究』中央経済社 1956年39-40頁。

28) Hatfield, Henry Rand, Modern Accounting, Its Principles and some of its Problems, 1909 pp. 223-224. 松尾憲橘『近代会计学』雄松堂出版 1971年213-214頁。

29) Dicksee, Lawrence R., Advanced Accounting, London Gee and company, 1903.

30) Chatfield Michael, A History of Accounting Thought, the Dryden Press, 1974, pp. 257-258. 津田正晃・加藤順介訳『チャットフィールド 会計思想史』文真堂 1979年330-331頁。

業利益と支払配当の関連等において、資本の増価である未実現利益は配当原資にならないというような考え方はあったものと思われる。また、逆に、マコンバー判決における実現概念が会計理論に吸収されたのかということ、必ずしも両者の関連が明確とはいえない。

結論としていえることは、実現概念と実現主義は未実現利益の排除という機能では共通するが、実現概念は、課税所得計算における実現概念であり、実現主義は、企業利益算定、ひいては配当可能な金額の算定という意味を持つものである、両者は異なる展開の系譜を持っているといえよう。

(4) ヘイグの株式配当に関する見解

ヘイグは、純資産増加説の提唱者として有名であるが、論文集掲載の論文では、その所得の定義は、「2時点間におけるある者の経済力の純増分の貨幣価値」としているが³¹⁾、ヘイグは所得及び株式配当について、以下に掲げる3つの疑問を提示している。

- ① 株式配当は所得か。
- ② 剰余利益は株主に分配されないのか。
- ③ 資産価値の増加は所得か。

上記①については、前述したタウン事案及びマコンバー事案のいずれも理由は異なるが、株式配当は所得ではないという判断を示したことに對するヘイグの反論である。したがって、この反論は、以下に示す例示を通じてセリグマンの鑑定書と異なる見解となる³²⁾。

同様の会社の株主で会社の株式をそれぞれが10%所有するABCが例となる。各社の特定の会計期間の利益は100万ドルとし、3名の株式の経済状況は同一である。Aの会社は現金配当で10万ドル。Bの会社は株式配当

31) 論文集 p. 7.

32) 論文集 pp. 8-9.

で10万ドル。Cの会社は配当しないので、Cの株式の市場価値は増加したことになる。

最高裁の判決前では、AとBは課税、Cは留保利益の分配時にのみ課税であるが、株式の譲渡時に間接的に課税となる。最高裁判決は、AとBの課税を異なるものとした。逆にBとCの相違がなくなった。ヘイグの主張のように、経済力の増加を所得とするのであれば、Aは納税申告書上の配当所得となり、Bは年末に株式の時価からその年中の下落分を控除した額、Cは株式価値の増加分を課税することになる。

上記の記述では、資産の価値の増加分(未実現利益)を経済的価値の増加として課税を主張するヘイグと未実現の資本の増価は所得ではないというセリグマンの見解の対立ということになる。

ヘイグは、上記③の例として、価値の増加が同じ2つの資産について、一方は譲渡し、他方はこれの保有を継続した場合、同様の課税を受けるべきであると主張する。ヘイグの主張は、理論的に一貫しているが、未実現利益に課税する場合、納税者の担税力の問題等が生じることになる。

(5) アダムスの論稿

アダムスは、セリグマンと師弟関係はないが、ウイスコンシン州の州税の立法に参画、財務省の顧問として1918年法の外国税額控除の創設、1928年国際連盟モデル租税条約の専門家会議に参加する等、多方面に活躍した経済学者である。

アダムスの論稿は、マコンバー事案以前の1909年成立の法人免許税(Corporation Excise Tax)に係る判例³³⁾等である。

33) Doyle v. Mitchell Bros. Co., 247 U.S. 179 (1918).

(6) パウエルの見解

イ 合憲性の背景

前出のポロック事案以降、所得税は違憲という状態になり、その後1909年に成立した法人免許税が実質法人税、形式では間接税という性格であったが、この税についての違憲訴訟があった。パウエルは本論文以外にマコンバー事案の評釈の論文が2つある³⁴⁾。以下は、論文集よりも、直接マコンバー事案を検討したこの2つの論文を主として検討する。

米国の所得税の1920年頃までの沿革には、2つの大きな争点があった。

- ① 修正第16条までの期間における所得税の合憲性の問題である。
- ② 修正第16条以降は、所得が憲法の認める所得税適用の所得に該当するか否かの問題である。

1895年のポロック最高裁判決、1909年成立の法人免許税に係る訴訟は、上記①に属するものである。

②における争点は、配当課税が中心になるが、ここにおける争点は2つある。

第1は、1913年に修正第16条により所得税が創設されるが、1913年前から会社に留保された所得と1913年以降の留保を原資として配当が行われた場合、1913年前の留保所得からの分の配当は課税になるのかという点である。

34) 以下は、本文に掲げた2つのパウエルの論稿の再掲である。

① Powell, Thomas Reed, "The Judicial Debate on the Taxability of Stock Dividends as Income", 5 The Bulletin of the National Tax Association 247, 254 (1920).

② Powell, Thomas Reed, "Stock Dividends Direct Taxes and the Sixteenth Amendment" 20 Columbia. Law Review. 536, 543-546 (1920).

また、同時期の論文としては、Warren Edward H., "Taxability of stock dividends as income" Harvard Law Review Vol. 33 No. 7 May, 1920. がある。

第2は、株式配当に対する課税の有無である。ここで、所得とは何かという根源的な問題に対して検討が行われる。この株式配当については、税務当局と司法の判断が相違する事態になったのである。また、司法の領域においても、株式配当を課税とする論者と課税しないとする論者の意見が分かれて、課税する側に税務当局と司法関係者の一部、課税しない側にセリグマンと司法関係者の一部ということになる。前述のように、経済学者であるヘイグは課税する側の主張である。

ロ 会計理論の未成熟

前述の「(ハ) 会計における実現主義との関連」において述べたように、1920年当時、会計理論における実現主義という原則は理論的に確立していない。したがって、税務会計という分野から所得概念、実現等に関する寄与はない。

ハ 株式配当の税制上のロジック

(イ) 日本における商法・会社法の改正

改正前は、商法上も株式分割と株式配当、無償交付は個別に規定が存在していたが、平成3年4月施行の商法改正では、無償交付や株式配当などの新株発行が、株式分割に統一された。平成17年に公布された会社法では、種類株式の制度化に伴い、第185条に株式無償割当てが規定された。これは、異種株式の交付を株式分割に含めることが難しいという理由によるものである。

(ロ) 株式配当の課税

平成13年税制改正前は、利益積立金の資本組入れ等、株主に資産の交付がない場合のみなし配当課税の規定があったが、平成13年度税制改正により、利益積立金の資本組入れは資本積立金の減少として扱われ、同様に、株式の利益消却における残存株主に対するみなし配当課税も行われなかったこととなった。

日本の場合、所得税において株式譲渡益が原則非課税（昭和28年～昭和63年）であったことが株式配当課税の理由であった。

株式配当は、利益積立金を原資として現金配当すれば課税である。しかし、利益積立金を資本に組み入れることで株主に株式を交付する場合、交付を受けた株式を株主が譲渡すれば、現金配当を受けた場合と同様の効果になるが、交付株式を保有する限りは、未実現利益（利益積立金の資本組入相当額）を有することになる。現金配当と株式配当は、後者の課税時期が繰延べられる効果となる。

（ハ）株式配当と立法政策

株式配当は、株主が未実現利益である会社の利益剰余金を具現化した株式を配当として受け取ることである。この未実現利益は株式の譲渡の時まで実現しないと見える。

株式配当を未実現利益の段階で課税するか否かは、税務当局の立法政策で、課税繰り延べを租税回避として防止するのか、日本のように、株式譲渡益課税との関連でみなし配当課税をするのか等、結果が分かれることになるが、米国の場合、マコンバー判決で5対4という僅差で課税なしとした背景には憲法解釈の問題と、1913年所得税導入というタイミングの問題等が絡み合っており、上記のような株式配当の理解ではなかったのである。

（ニ）未実現利益の支配権

すでに述べたように、株式配当は、配当を受けて株式を保有している場合と配当しないで会社が利益剰余金として保有している場合、株主の持分という点では相違がない。しかし、配当は、会社が法律上の手続きを経て行うもので、それまでは、利益剰余金は、会社が支配していることになる。他方、株式配当された場合、株式に含まれる未実現利益は株主の支配に属し、当該株式の保有を継続するか、譲渡するのかは株主の意思決定次第ということになる。

セリグマンの鑑定書の内容は、経済学的アプローチであり、その内容はハイゲの純資産増加説とも異なるものである。他方、上記ハ(ハ)で述べた立法政策（議会或いは税務当局の見解）或いは法的問題（先例となる判例、マコンバー判決の分析、配当の法的性格等）等の検討も必要であり、パウエルの論文は、立法政策及び法的問題を重視したものである。

(ホ) 株式配当とストックオプション

ストックオプション（以下「SO」という。）は、現金支給の給与所得に対する累進税率を回避するために、役員等に株式の購入権を与えることで、累進税率が適用となる普通所得の給与所得を、税率が軽減される株式譲渡益に所得の種類を変換することで、税負担の軽減を図ることが目的であった。すなわち、役員等は、取得した株式を譲渡することで、現金支給を受けたと同様の現金を得ることになる。

株式配当は、判例等から推測すると、1910年代には租税回避の手段として広く利用されていたのであるが、株式配当に係る検討は、取得時の所得に集中し、所得の種類変換を移用した租税回避である点には触れていない。また、この税額軽減をもって租税回避と判断して対応することが難しかったものと思われる。

SOは、1920年代以降に多く採用されていることから、株式配当よりも遅れて考案された租税回避のスキームである³⁵⁾。米国では、1950年歳入法第130条AがSOに対する最初の規定であり、1954年の内国歳入法典全文改正時に、第421条に規定されている。

35) キャピタルゲインに対する軽減税率の適用は1921年歳入法が最初である。その背景には、農地等の含み益が、譲渡時に課税されることで、取引が阻害されているという議会の意見であった（大塚正民『キャピタル・ゲイン課税制度 アメリカ連邦所得税制の歴史的展開』有斐閣学術センター 2007年36頁）。

この租税回避を防止するためには、株式配当について、株式取得時に課税を行い、譲渡時に株式の取得価額を調整してキャピタル・ゲインとの二重課税を回避する方法がある。また、別の方法として、取得時課税を放棄して、キャピタル・ゲイン時に課税をする選択肢もある。

米国の初期所得税の時期には、株式配当を取得時の課税の可否という、いわゆる「入口論」に焦点が当たっている。その原因は、税法における普通所得とキャピタル・ゲイン間の税率の不均衡に基因したものである点の分析が必要ではなかったかと思えるが、分析の視点は、修正第16条の関係が焦点となったことで、本来の税法における分析とは異なる基盤に基づく変則的な結論ともいえるのである。

ニ 引用判例の分析

パウエルのマコンバー判決の評釈の論文は、2つある³⁶⁾。これらの論文にはマコンバー事案判決文にある最高裁判事の見解の分析と共に、参照された先行判例が多く記述されている。以下は、これらの論文に引用された判決の年代順にその要旨をまとめたものである。

Chisholm v. Georgia 2 Dall, 2. U.S. 419 (1793)	憲法の条項により、サウスカロライナ州住民がジョージア州を相手取って最高裁に訴訟を起こすことができることを認めた判決。
Springer v. United States, 102 U.S. 586 (1880)	本判決の意義は、スプリンガーに適用された所得税が、米国憲法上の直接税かどうかの判定である。スウェイン判事 (Justice Swayne) は、米国憲法制定当時の記録に遡り、米国憲法の実際の起草者であるアレキサンダー・ハミルトンの租税に関する発言である「直接税とは、基本的に、土地と建物に関連しているもので、分配のルールを認めるものである。土地の評価又は人数のいずれかがその基準として役立つことになる。」等を引用して、直接税の対象は、不

36) マコンバー判決以降の実現概念の変遷については、拙著『現代米国税務会計史』中央大学出版部 2012年 第7章参照。

	<p>動産と奴隷であり、所得税法が規定する利得、利益及び所得に課される租税は、消費税又は関税であり米国憲法上の直接税ではない、との判断を行っている。</p> <p>1796年最高裁判決のヒルトン事案において、馬車税は直接税ではないという判断が示されたが、本判決もヒルトン事案等の判決を先例として、米国憲法における直接税の意義等が論争されたのである。この一連の裁判の内容と判決の動向は、一般的な直接税の意義・解釈が争われたのではなく、「米国憲法上の直接税の意義・解釈」が争われたことに特徴がある。</p>
<p>Gibbons v. Mahon, 136 U. S. 549 (1890)</p>	<p>この判決文によれば、株式配当は資本とみなされ、現金配当は所得とみなされ、株式配当は、会社の財産から何も分配されず、株主の持分に何も加えることがない、と判示されている。</p>
<p>Pollock v. Farmer's Loan & Trust, 157 U.S. 429 (1895)</p>	<p>最高裁は、フラー裁判長他8名の裁判官が審議して、1895年4月8日(以下「4月判決」という。)及び同年5月20日(以下「5月判決」という。)に、1894年法に規定する所得税は直接税であることから違憲である判決を出した。判決の要旨は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不動産に対する課税は直接税であり、不動産から生じる地代又は所得に対する課税も同様に直接税である。 ② 動産に対する課税又は動産から生じる所得に対する課税は同様に直接税である。 ③ 1894年法による課税は、不動産及び動産からの所得が憲法上の直接税に該当することから、違憲であり無効である。その理由は、税額が代表に比例して各州に割り当てられていないからである。課税に関するすべての規定が必然的に無効である。 <p>この判決により、これまでの最高裁の判決(憲法上の直接税に関する判決)は無効となり、下級審の判決は破棄された。</p>
<p>Brushaber v. Union Pacific Railroad Co., 240 U.S. 1 (1916)</p>	<p>本事案を検討する際の前提として、南北戦争期に施行された所得税法は米国憲法に規定する直接税ではないという1880年のスプリングー事案の判決等があったのである。</p> <p>この事案は、所得税の違憲を争ったものではなく、1913年法が米国憲法に定める適正手続に反するという訴えであった。これに対して、ホワイト裁判長は、1913年法は適正手</p>

	<p>続の点で違憲ではないとした上で、修正第16条が、修正前の米国憲法における直接税の要件とされた、各州への割当及び直接税か否かの基準としての資本の種類（例えば、1880年判決のスプリングー事案では、土地又は建物から生じるものが所得と認識していた。）に対する制限を緩和したことであるという見解を示している。したがって、修正第16条の意義は、連邦政府に対して所得税の課税権を新たに与えたのではなく、上記2つの制限を取り払ったということになる。</p>
Tax Commissioner v. Elliot T. Putman. SAME vs. Susan E. Garfield, 227 Mass. 522 (1917)	<p>この裁判では4つの争点があり、その3番目が株式配当の課税である。株主が株式を取得する以前の利益に基づくものの課税が争点で、判決は課税である。</p>
Towne v. Eisner, 242 Fed. 702 (1917)	<p>NY連邦地裁判決で、A. N. Hand裁判長は、税法及び修正第16条において、株式配当は所得であることを判示した。</p>
Towne v. Eisner, 245 U.S. 418 (1918)	<p>法人が1913年前の利益を原資とする150万ドルの剰余金を、1913年12月17日に資本勘定に振り替えて、15,000株の株式配当を行うことを決議した。株主（タウン）は、4,174.5株の新株を取得した。新株は、1株当たり100ドルに相当することから、課税当局は、タウンの所得417,450ドルに対して課税を行い、地裁は株式配当が課税という判断を示したが、最高裁は、株式配当が1913年法に規定する所得ではないという判決を示している。このような判断をした理由としては、株式配当は、法人の財産と株主持分に変化をもたらさないからである。</p>
Lynch v. Hornby, 247 U.S. 339 (1918)	<p>1913年創設の所得税は、同法施行後に支払われた配当の原資が同法施行前の利益留保分を原資としても同法に規定する付加税の対象となる。</p>
Peabody V. Eisner, 247 U.S. 339 (1918)	<p>子会社株式の受取配当について Hornby と同様の状況であっても課税である。</p>
Eisner v. Macomber, 252 U.S. 189 (1920)	<p>本事案に適用された1916年法では、株式配当は所得であることが規定されている。本事案の判決では、株式配当は所得ではないとしている。</p>

憲法修正第16条は、以下のとおりである。

連邦議会は、いかなる原因から得られる所得に対しても、各州の間に配分することなく、また国勢調査もしくはその他の人口算定に準拠することなしに、所得税を賦課徴収することができる。

マコンバー判決における9名の最高裁判官の株式配当課税に反対する判決に係る判断は以下のとおりである。

非課税派(5)	判決文 (Pitney), White, Mckenna, Devanter, McReynolds
課税派(4)	Holmes, Brandeis, Day (Holmes と同意見), Clarke (Brandeis と同意見)

上記のうち、非課税派は、PitneyとWhiteが意見を表明し、課税派は、HolmesとBrandeisが意見を述べている。反対派は、HolmesとDayと、BrandeisとClarkeに見解が分かれている。

ホ バウエルの分析と見解

パウエルは、株式配当に関して、論文集以外に第1論文と第2論文の3つがある。いずれもマコンバー最高裁判決等を対象とした内容であるが、本稿では、セリグマンの鑑定書における経済学的アプローチに対して、パウエルが法律的な面からどのように株式配当を分析したかという点を注目している。

第1論文及び第2論文は、上記に示したマコンバー判決の非課税派であるPitneyの意見と課税派の意見の相違点を分析しているが、結論からすると、両者の間に妥協点を見つけることは困難な状況である。

- ① 課税派のBrandeisは、株式配当課税の先例となったLynch v. Hornby, Peabody V. Eisnerを根拠として、現金或いは法人の他の資産による配当の経済的な利得ではなく、価値全額を所得として課税し、財産による配当は、現金による配当と実質的に類似するとしている。

② 非課税派の Pitney は、株式配当では、現金配当と異なり、法人の資産から何も得ていないとして、資本に発生した増加益は所得ではないとしている³⁷⁾。

論文集収録の論文では³⁸⁾、パウエルは、法的意味における所得と経済的意味における所得は異なると述べている。法的意味における所得は、経済的価値の増加ではなく、資本の減少に基因した資本からの所得である。

結果として、セリグマンの鑑定書の見解は、Pitney による判決文で支持されているが、パウエルは、法律上の立場からこれと異なる見解を示したことになる。これは、憲法解釈と異なるものではないということである。

筆者は、株式配当について、所得として認識するか否かを立法政策であるという見解である。株式配当を取得した段階で所得とする、いわゆる「入口論」とするのか、取得した株式を譲渡することで、所得の変換をすることで、キャピタルゲインの軽減税率を適用する段階で課税をする、いわゆる「出口論」の双方がある。すなわち、出口論で課税がなければ、入口論で課税せざるを得ないことになり、出口論で課税が担保されるのであれば、ある種の租税回避を立法が認めたことになる。米国の場合は、株式配当について、入口、出口論の検討はなく、もっぱら憲法との関連が焦点になっているが、パウエルは、憲法との関係はそれほど重要ではないという見解である。

37) Powell, T.R., "The Judicial Debate on the Taxability of Stock Dividends as Income, 1920, p. 251.

38) Constitutional Aspects of Federal Income Taxation, p. 52.